

(4月以降在籍者向け)

4月以降の自習室個席割り振りにおける 法4号館及び第2本部棟の希望届出制について

新年度4月から3月の個席利用については、学務委員会が新たに指定し、3月頃に発表するものとしている。

この個席割り振りにあたり、学生の皆さんからの強い要望等を踏まえ、法4号館あるいは第二本部棟の2つの建物の自習室のうち、どちらの建物の個席を利用したいかに関して、希望届の提出を認めることとする。

この措置は、建物についての希望をできる限り反映させようとするものであり、個席番号や階などについては希望を届け出すことはできない。

希望届を提出した場合、希望する建物の自習室に優先的に配置することになるが、希望者数とその個席数を上回った場合は、希望者内での抽選となるので、あらかじめ留意すること。

どちらでも良い等の理由で、届け出ない場合は、希望者を割り振った後に、残りの個席について、従来どおりランダムに配置する。希望届の提出は任意なので、強い希望がない場合は、提出する必要はない。また、従来どおり、所定の様式を提出した上で、学生同士で指定された個席を交換することは妨げない。

なお、今年度4月に第2本部棟の個席を割り振った者については、引き続き第2本部棟を希望する届け出がない限り、法4号館に優先的に配置する。第2本部棟の自習室は来年度中に移転が予定されている。時期や移転場所は未定であり、第2本部棟を希望した者は年度途中で個席の移動の可能性もある。

移転に伴い、休学時に個席が利用出来ない場合がある。

届け出を希望する者は、様式をダウンロードの上、希望する建物に○を付して[教育支援室レポートボックス](#)に提出すること。

提出〆切は2月13日(水)17時【厳守】とする。

割り振り結果については3月中に掲示する。現在使用している個席の清掃・原状復帰については、後日掲示する「自習室個席の清掃・原状復帰について」をよく読むこと。

2019年1月
法曹養成専攻長